

令和 7 年度の制度見直しに向けた検討事項

令和 6 年 3 月

農林水産省

環境保全型農業直接支払交付金 令和 7 年度の制度見直しに向けた検討事項

最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題 (令和5年3月中間年評価)	第3期に向けた主な見直しの方向性（案）
(1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し ・環境保全型農業に新たに取り組む農業者の確保などについて、他の事業との連携も含め検討 ・有機農業の拡大を進める中、効果的な運用を行う観点から、収益性の向上が見込める農業者等については、例えば支援を一定期間とするなど、事業の見直しについて検討 ・併せて、より広域な地域で地域住民等と一体的に取り組む、地域で経営が成り立つような取組の推進や農業者の収益性が向上するような支援について検討	「食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和 5 年 6 月）」（抜粋） 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 「「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容」（抜粋） 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（令和 5 年 1 2 月）」 (2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和 7 年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和 9 年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。※ ・有機農業については、取組の拡大を進める中で、交付金制度の持続的かつ効果的な運用を考慮しつつ、移行期（一定期間）の取組を重点的に支援するなどの検討を行う。 ・地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで面的拡大や効果的な推進が期待できる取組について、多面的機能支払交付金で支援するなどの検討を行う。

※令和 9 年度を目標としている見直しにおいて、みどり認定（みどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画の認定）を要件とする仕組みに移行することを検討する。

環境保全型農業直接支払交付金 令和7年度の制度見直しに向けた検討事項

最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題 (令和5年3月中間年評価)	第3期に向けた見直しの方向性(案)
(2)申請者の負担軽減に向けた対応 農業者の意識調査では、取組の維持・拡大に向けた解決する課題として、約半数が「交付金の要件、事務手続きの見直し」と回答 取組実施市町村アンケートでは、約7割でeMAFFに対応できることを確認	- 令和4年度より農林水産省共通申請サービスで直接市町村に出向かなくても申請が出来るよう取り入れているが、電子申請が出来ることが農業者にまで認知されていないため、交付金のHPへ掲載するだけでなく、農水省のメルマガ等を通じて電子申請が可能であることを広くアピールしていく。 - また、農業者が電子申請するにあたり、入力し易い画面になるよう改修を行っていく。 (令和5年12月8日第三者委員会で議論)
(3)トレードオフ解消に向けた対応 各取組について、地球温暖化防止、生物多様性保全、その他の環境保全の効果や環境への影響を整理し、併せて、トレードオフの解消技術の要件化など、低減又は解消に向けた対応の検討	- 水田での堆肥、緑肥の取組の際に、メタン排出量の削減にも配慮するため、メタン削減対策(長期中干し、秋耕等)をセットで実施することを検討。 - 持続的な営農には土づくりのため有機物の投入が必要であるが、水田からのメタン排出量が過剰に増えないよう、堆肥の最低投入量の見直しを検討。 (令和5年12月8日第三者委員会で議論)
(4) 全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行 地域特認取組のうち、 - 高い環境保全効果を有する - 要件設定について全国共通的に取り組むことができる - 全国的に拡大が見込める 取組について、取組推進を図る観点から、全国共通取組への移行を検討する。あわせて、実績のない取組について廃止を検討する。	「炭の投入」については、左記の条件に合致することから全国共通取組への移行を検討。 「総合防除」については、生物多様性保全の取組であり定量的な効果の評価が難しいものの、1期、2期での評価結果や生物多様性保全に影響する農薬使用量削減に寄与する取組であることを踏まえ、全国共通取組への移行を検討。移行にあたり、地域特認取組での水稻の総合防除の取組にはメタン削減対策を組み合わせた取組もあることからセットで実施することを検討する。 - なお、「化学肥料・農薬不使用栽培」は、「有機農業」へのステップアップとして措置することから、有機農業と差別化をした上で支援対象とすることを検討。 (令和5年12月8日第三者委員会で議論)

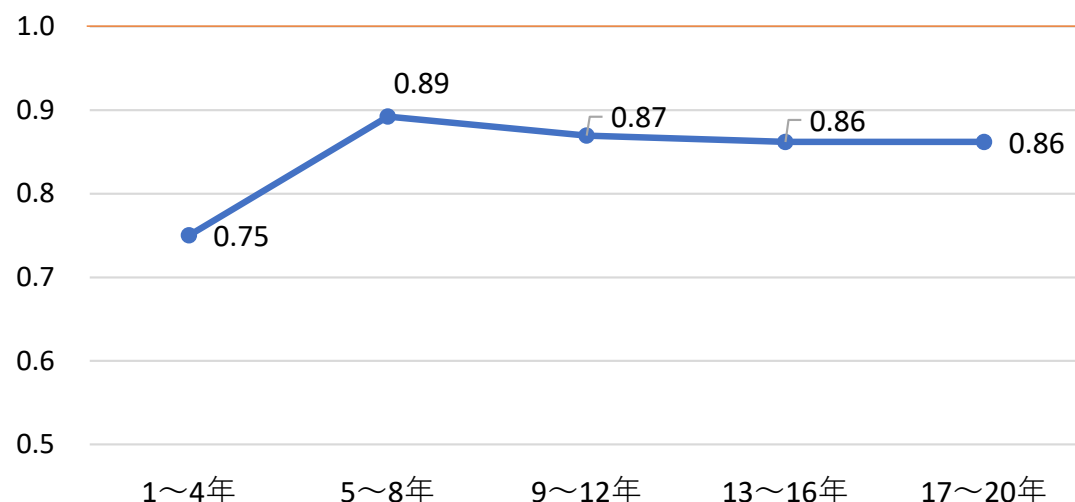
參考資料

有機農業と慣行栽培の比較

有機農業の単収について、取組 1 ～ 4 年目は慣行栽培時と比べて 75 %となっているが、5 年目以降は約 9 割となっている。
米の販売単価について、有機農業の販売単価は、慣行栽培時と比べて約 7 割増となっている。

○ 単収の比較(取組継続年数別)

有機栽培/慣行栽培



出典：令和 4 年度環境保全型農業効果調査委託事業により「環境保全型農業実施に伴う経営実態アンケート調査」を実施。
調査対象：令和 3 年度に環境保全型農業直接支払交付金を受給した農業者、有効回答数 318

○ 米の販売価格(円/60kg)

	有機	慣行	差
販売価格	26,500	15,247	11,253 +74%

出典：有機（有機米流通事業者 4 社における R5 年産米の平均購入価格）（農水省聞き取り）
慣行（R5 年産米の相対取引価格（出回りから R5,12 までの平均価格）（農水省調べ）

トレードオフ（両立できない関係性）の解消等に向けた第3期制度上の対策

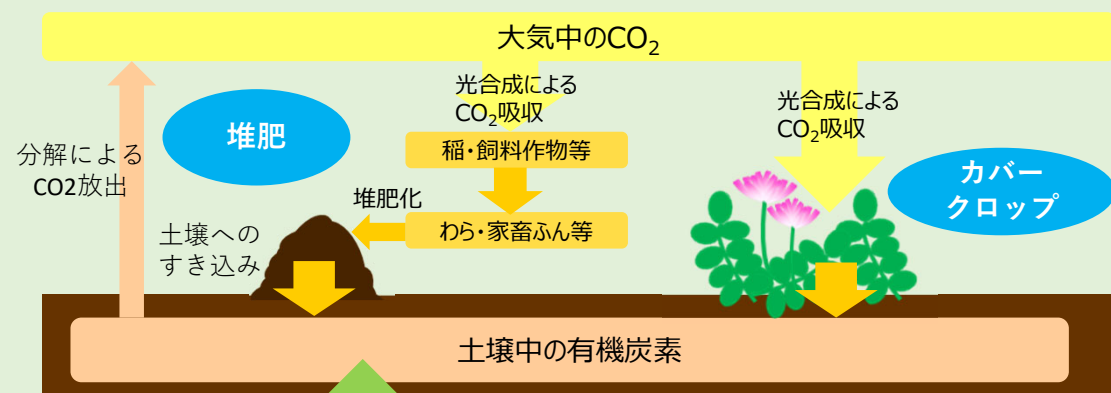
取組	環境への影響と制度上の対策案
堆肥の施用 (参考1参照)	環境への影響：水稲作でのメタンガス発生 対 策 技 術：秋耕、長期中干し、施用量の調整等 制度上の対策：水稲作で堆肥の施用に取り組む場合に、メタン排出量の削減にも配慮するため、<u>メタン削減対策（長期中干し、秋耕等）をセットで実施</u>することを検討。併せて、持続的な営農には土づくりのため有機物の投入が必要であるが、メタン排出量が過剰に増えないよう、<u>堆肥の最低投入量の見直し</u>を検討。
カバークロップ (参考1参照)	環境への影響：水稲作でのメタンガス発生 対 策 技 術：秋耕、長期中干し等 制度上の対策：水稲作でカバークロップに取り組む場合に、メタン排出量の削減にも配慮するため、メタン削減対策（長期中干し、秋耕等）をセットで実施することを検討。
冬期湛水管理 (参考2参照)	環境への影響：メタンガス発生 対 策 技 術：冬期湛水管理後、春に一時落水してほ場を乾かす。 ※対策技術を実施する場合には、地域の状況を踏まえた生物多様性保全に関する計画に沿っている、定期的なモニタリングを実施するなど、地域一体で取り組む事を推奨。また、生物への影響に配慮し、農薬使用量を低減することが望ましい。
長期中干し (参考3参照)	環境への影響：幼生期に本田を利用する一部の両生類や昆虫類が成体になることが困難になる可能性 対 策 技 術：地域の営農の実態（作付け品種、農事暦）や<u>地域の生物相を踏まえ</u>、江、ビオトープ、常時湛水田等を地域内に設置することや、作期分散による中干しの時期の分散を検討する。 ※対策技術を実施する場合には、地域の状況を踏まえた生物多様性保全に関する計画に沿っている、定期的なモニタリングを実施するなど、地域一体で取り組む事を推奨。また、生物への影響に配慮し、農薬使用量を低減することが望ましい。

堆肥や緑肥等の有機質資材は、土壌の通気性や養分の保持力といった土壌の性質を良好に保ち農地の生産力を維持するとともに、土壌にすき込むことで、土壌中の炭素貯留量を増加させて間接的に大気中のCO₂削減に貢献。一方で、水田においては、メタン生成菌が嫌気的な環境下で有機物を分解することでメタンが排出される。

- 持続的な営農には土づくりのため有機物の投入が必要であるものの、
- ・メタン排出量の削減にも配慮するため、水田での堆肥、緑肥の取組の際に、メタン削減対策（長期中干し、秋耕等）をセットで実施することを検討
 - ・水田からのメタン排出量が過剰に増えないよう、堆肥の最低投入量の見直しを検討

土壌炭素貯留効果（地球温暖化防止効果）

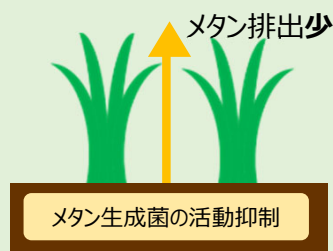
堆肥やカバー作物などの有機物を農地土壌にすき込むことで、土壌中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献



水稲作ではセットで実施を検討

長期中干し

水田土壌を乾かす事で嫌気性のメタン生成菌の活動を抑制



秋耕

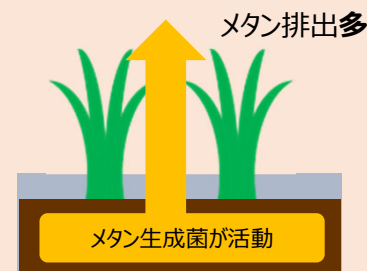
秋に稲わらを土壌中にすき込むことで、好気的な環境下で稲わらの分解を促し、翌春の湛水時にメタンの排出を削減



水田への有機物の施用

水田からのメタン排出

メタン生成菌は嫌気的な環境下で有機物を分解してメタンを生成



メタン排出削減

取組によるトレードオフの可能性評価と解消に向けた技術検討 ①冬期湛水管理

懸念されるトレードオフ

- 生物多様性保全（水生生物の生息環境の確保）を目的として行われる冬期湛水管理の取組により、水田土壌が嫌気的環境にある期間が長期化し、温室効果ガスであるメタンの排出量が増加すること

トレードオフに関する既存知見

- 冬期の湛水期間にも水田土壌でメタンは生成されるが、低温のため夏期の作付け期間のメタン排出量と比較して限定的
- 冬期湛水管理の終了後に無排水で作付けを行うと、土壌の還元状態が長期間継続するため夏期のメタン発生量が増加するが、春に落水して土壌を酸化的环境にすることで、夏期のメタン発生量の増加が抑制される

トレードオフ解消技術

- **冬期湛水管理の終了後、春に落水してほ場を乾かすことで、メタンの追加的な発生を抑制できる**
 - ※ 冬期湛水管理の実施地域において春落水は一般に励行されている
 - ※ 春に落水することで、冬期の湛水で低下した地耐力を代かき時の機械作業に支障がない水準まで回復することができる
 - ※ 冬期湛水管理により保全効果が期待される地域の保全対象生物のうち、春落水による影響が懸念される生物が存在する場合には、地域の状況を踏まえて順応的に対応できるようにすることが望ましい（原則として春落水を推奨するが、アカガエル類の産卵が確認されたほ場では春落水を行わないことを認める等）

取組によるトレードオフの可能性評価と解消に向けた技術検討 ②長期中干し

懸念されるトレードオフ

- 地球温暖化防止（水田からのメタンの排出削減）を目的として行われる長期中干しの取組により、水田の湛水期間が短縮し、魚類・両生類・昆虫類等を含む水生生物（特に幼生期の生息場所として水田を利用している生物）の生息に悪影響が生じること

トレードオフに関する既存知見

- 長期中干しの取組による生物多様性への影響を直接的に検証した既存知見は確認できなかったが、中干しの長期化により一部の水生生物の個体数が減少している知見が存在
- 長期中干しによる水生生物への影響は、水生生物が湛水環境を必要とする時期と中干し時期が重なった場合に発生すると想定されることから、既存知見に基づきトレードオフの発生可能性を整理（P11～14）

現地調査概要

- トレードオフの可能性及びトレードオフ解消技術の有効性を検討するため、取組ほ場での生物調査を実施（P15～16）
- 長期中干しを実施して強く乾燥したほ場では水生生物の生息が確認できなかったが、部分的に水たまりが残っている場合には水生生物の生存が確認された。水生生物のうち、より長期間の湛水環境を必要とする種は、中干しを実施しない水田や、水田に接続して設置された「江」において多く確認される傾向があった

トレードオフ解消技術

- 地域の営農の実態（作付け品種、農事暦）や地域の生物相を踏まえた以下のような対応によってトレードオフを解消し、地域における温室効果ガス削減と生物多様性保全を両立できる可能性**
 - ほ場単位では、中干し時期に生物の避難場所となる「江」を設置する（水たまりが残ることで結果的にトレードオフが回避される場合も）
 - 地域単位では、地域の中に中干し時期の生物の生息場所となる環境（江、ビオトープ、中干しを実施しない水田等）を確保する
※地域単位では作期分散等により地域内での中干しの時期が結果的に分散されるようにすることも有効である可能性
 - これらの対策は、高い生物多様性が期待できる水田（有機水田等）等を中心に行うことで効果的に機能する可能性